

確 約 書

吉野 勝秀(以下「甲」という。)及び株式会社省電舎ホールディングス(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める有価証券上場規程及び有価証券上場規程施行規則に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2020年9月25日割当予定の乙株式(以下「本件株式」という。)110万株に関し、以下のとおり確約する。

なお、本件株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換(会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付することをいう。以下同じ。)が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権についても本件株式に含むものとする。

第1条 甲は、本件株式の割当を受けた日である2020年9月25日から2年間を経過する日までの間は、本件株式の全部又は一部を第三者に譲渡しないものとする。ただし、次の各号に掲げる事由が生じ、かつ、甲が乙に対して当該事由により本件株式の全部又は一部を譲渡したい旨を記載した書面をあらかじめ提出した場合は、この限りではない。

- (1) 甲の経営又は資産の状態が著しく悪化した場合
- (2) 本件株式の全部又は一部を譲渡することが社会通念上やむを得ないと認められる場合

第2条 甲は、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡方法、譲渡の理由等を、乙に書面により報告する。

2 甲は、乙が東証から本件株式の所有状況について照会を受け、当該照会に基づき本件株式の所有状況について乙から確認を求められた場合には、直ちに、その内容について乙に報告する。

3 甲は、乙が本件株式の譲渡又は所有状況に関する内容について東証に報告することに同意し、甲及び乙は、東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約書の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

2020年 8月19日

甲 (住所) 千葉県松戸市常盤平陣屋前3-21
(氏名) 吉野 勝秀



乙 (住所) 東京都港区芝大門二丁目2番11号
株式会社省電舎ホールディングス
代表取締役 橋口 忠夫

